

## ○美浜町運動公園陸上競技場ネーミングライツ事業実施要綱

(令和7年1月15日要綱)

(趣旨)

第1条 この要綱は、美浜町運動公園陸上競技場(以下「施設」という。)の愛称を命名する権利を事業者に付与することにより、新たな財源を確保し、施設の持続可能な運営及び維持管理を行うために実施するネーミングライツ事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ネーミングライツ 施設に愛称を命名する権利をいう。
- (2) 事業者 法人をいう。
- (3) ネーミングライツパートナー ネーミングライツを取得した事業者をいう。
- (4) ネーミングライツ事業 ネーミングライツに関して町と事業者が契約を締結し、事業者が愛称を命名する権利を与え、町がその対価(以下「ネーミングライツ料」という。)を得て、施設の運営及び維持管理に要する費用の一部に充てる事業をいう。

(事業の基本原則)

第3条 ネーミングライツ事業は、施設本来の目的に支障を生じさせない方法により実施するとともに、対象となる施設の公共性を考慮し、社会的な信頼性及び事業の推進における公平性を損なわないように行うものとする。

2 町長は、ネーミングライツ事業を導入した施設について、愛称を積極的に使用するものとする。

3 町長は、条例に規定する施設の名称については変更しないものとし、必要に応じて条例に規定する施設の名称を使用するものとする。

(指定管理者との協議)

第4条 施設が指定管理者制度導入施設(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者が管理を行っている施設又は管理を行うこととしている施設をいう。以下同じ。)の場合は、あらかじめ当該指定管理者と協議するものとする。

(ネーミングライツの付与期間)

第5条 ネーミングライツを付与する期間は、原則として5年以上とする。ただし、指定管理者制度導入施設については、その指定期間を考慮し、ネーミングライツを付与する期間を町長が別に定めることができる。

(募集)

第6条 町は、ネーミングライツ事業の実施に当たっては、次に定めるところにより、原則として公募によるものとする。

- (1) 公募については、町ホームページへの掲載等により広く募集するものとする。
- (2) ネーミングライツ料その他ネーミングライツ事業に必要な事項については、募集要項に定める。

(応募)

第7条 ネーミングライツ事業に応募しようとする事業者(以下「応募者」という。)は、美浜町運動公園陸上競技場ネーミングライツ事業申込書(様式第1号)に、次に掲げる書

類を添えて、町長に提出するものとする。

- (1) 地域貢献に関する提案書(様式第2号)
- (2) 誓約書(様式第3号)
- (3) 法人役員名簿(様式第4号)
- (4) 法人の概要(様式第5号)
- (5) 法人登記に係る登記事項証明書(商業登記簿謄本)
- (6) 直近1事業年度分の納税証明書のうち、別に定めるもの
- (7) その他町長が必要と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、町が保有する公簿により確認することができるものについては、事業者の同意に基づいてその公簿により確認し、書類の添付を省略することができる。

(ネーミングライツパートナーの要件)

第8条 ネーミングライツパートナーとなることができる事業者は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者
- (2) 美浜町指名停止措置要領に基づく指名停止措置を受けている者
- (3) 国税、都道府県税又は市町村税を滞納している者
- (4) 各種法令に違反している者
- (5) 行政機関から行政指導を受け、改善がなされていない者
- (6) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者又は会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てをしている者
- (7) 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てをしている者又は会社法(平成17年法律第86号)に基づく特別清算開始の申立てをしている者
- (8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第2項に規定する風俗営業者
- (9) 貸金業法(昭和58年法律第32号)第2条第2項に規定する貸金業者(銀行法(昭和56年法律第59号)第2条第1項に規定する者を除く。)
- (10) 法律に定めのない医療疑似行為を行う者
- (11) 政治性又は宗教性のある事業を行う者
- (12) 美浜町暴力団排除条例(平成23年美浜町条例第21号)第2条第1号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、同条第2号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者
- (13) 施設が指定管理者制度導入施設の場合は、ネーミングライツ事業を導入した時点の指定管理者の事業目的と競合する者
- (14) 町の社会的な信頼性及び公平性を損なうおそれのある者
- (15) その他町長が適当でないとする者

(使用できない愛称)

第9条 次の各号に掲げる事項に該当する名称は、愛称にすることができない。

- (1) 美浜町広告掲載基本要綱第4条第3項各号に規定する事項
- (2) その他町長が適当でないとするもの

(審査機関)

第10条 ネーミングライツ事業に係る審査は、ネーミングライツパートナーの適正、愛称、ネーミングライツ料等について、別に定める審査項目及び審査基準に基づき、幹部会議が行うものとする。

(決定及び通知)

第11条 町長は、幹部会議の審査の内容及び結果を尊重し、ネーミングライツパートナーを決定するものとする。

2 町長は、ネーミングライツパートナーを決定したときは、美浜町運動公園陸上競技場ネーミングライツパートナー採用(不採用)決定通知書(様式第6号)により応募者に通知するものとする。

(愛称変更の禁止)

第12条 愛称は、ネーミングライツを付与する期間内は原則として変更することができない。ただし、町長が特に必要と認めるときはこの限りでない。

(契約)

第13条 町長は、ネーミングライツパートナーとの間で、ネーミングライツ事業に関する契約を締結するものとする。

(費用負担区分)

第14条 ネーミングライツ事業に係る町とネーミングライツパートナーの費用負担の区分は、別表のとおりとする。

(ネーミングライツ料の納入)

第15条 ネーミングライツパートナーは、町が発行する納入通知書により、町長が指定する期日までに、ネーミングライツ料を年度ごとに当該年度分を一括で納入しなければならない。ただし、町長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(条例の遵守)

第16条 ネーミングライツパートナーは、施設、施設案内看板等への愛称の表記については、愛知県屋外広告物条例(昭和39年愛知県条例第56号)の規定を遵守するものとする。

(契約解除の申出)

第17条 ネーミングライツパートナーは、ネーミングライツ事業の継続が困難となったときは、あらかじめ美浜町運動公園陸上競技場ネーミングライツ事業契約解除申出書(様式第7号)により町長に契約の解除を申し出るものとする。

(ネーミングライツの取消し)

第18条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、ネーミングライツの付与を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までにネーミングライツ料の納入がないとき。
- (2) ネーミングライツパートナーが法令等に違反し、又はそのおそれがあるとき。
- (3) ネーミングライツパートナーが第8条各号のいずれかに該当することとなったとき。
- (4) ネーミングライツパートナーの社会的又は経済的信用が著しく失墜する事由が発生したとき。
- (5) 前条の規定により、ネーミングライツパートナーから契約解除の申し出があったとき。
- (6) その他ネーミングライツパートナーとして適当でない町長が認める事由が生じたとき。

2 町長は、前項の規定によりネーミングライツの付与を取り消したときは、美浜町運動公園陸上競技場ネーミングライツ付与取消決定通知書(様式第8号)によりネーミングライツパートナーに通知するものとする。

3 第1項の規定によりネーミングライツの付与を取り消した場合、第15条の規定により既に納入されたネーミングライツ料については、返還しないものとする。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則(令和7年1月15日要綱)

この要綱は、令和7年1月15日から施行する。

附 則(令和7年3月5日要綱)

この要綱は、令和7年3月5日から施行する。

別表(第14条関係)

区分	町	ネーミングライツパートナー
敷地内外の看板等の新設、既存看板等の変更及びそれらに係る修繕等の維持管理 ※1		○
契約期間終了時(契約の解除も含む)の原状回復		○
新設又は変更した看板等を起因とした第三者への損害賠償		○
愛称が第三者の権利を侵害した場合の損害賠償		○
町が作成するパンフレット、封筒等の印刷物や町ホームページの表示変更 ※2	○	

○は、ネーミングライツ事業に係る区分における費用を負担する者を示す。

※1 新設の看板等の場合は、設置の可否についても協議のうえ決定する。

※2 町で発行している印刷物については、新規作成分を対象とする。また、残部数、改定時期等を勘案し、協議のうえ変更時期を決定する。